

檀原市放課後児童クラブ長期休暇のみの利用について

檀原市放課後児童クラブ運営協議会

長期休暇のみ放課後児童クラブの利用を希望する場合は、下記により取扱いしておりますので、各放課後児童クラブへお問い合わせください。

なお、長期休暇の受け入れは、体制に余裕がある場合に限り、原則3年生以上で過去に通算24か月（待機の場合20か月）以上当該放課後児童クラブの利用経験のある児童を優先します。当該児童を受け入れても受け入れ体制に余裕がある場合には、低学年を優先して受け入れをします。

※ただし、その日がクラブの閉所日の場合はその翌日以降最も早い開所日

【申し込み受付から決定まで】

	受付期間	書類提出期限	諾否決定
夏休み	5月21日～5月31日	6月20日	7月1日
冬休み	10月21日～10月31日	11月20日	12月1日
春休み	1月21日～1月31日	2月20日	3月1日

1. 上記申し込み受付期間に、利用希望クラブにて利用希望の申し出を行い、利用申請に係る書類一式を受け取ってください。

2. 上記書類提出期限までに下記提出書類をそろえて利用希望クラブに提出してください。

***書類がそろっていない場合は受付できません。書類がそろってからの受付になりますので、期日を過ぎて提出されると優先順位が低くなる場合があります。**

提出書類

①利用申請書

②保護者の就労等の状況を確認する書類

入所理由	添付書類
1. 就 労	入所児童保護者の就労証明書
2. 自 営	<p>【法人代表者の場合】1の就労になる（家族・親族が事業主の場合も同様）</p> <p>【父・母が個人事業主の場合】</p> <p>確定申告書（写）または市県民税申告書（写）のいずれか</p> <p>*税務署または市役所へ提出したことが分かるもの</p> <p>（税務署・市役所の受理印があるもの、電子申請の場合受信通知等添付）</p> <p>注）</p> <p>※ 開業したばかりで、まだ確定申告の時期が来ていない場合は、税務署に届け出た「個人事業の開業・廃業等届」（写）で可</p> <p>※ 令和5年中に開業した場合は、令和6年2月に申告済のため確定申告書（写）が必要</p> <p>※ 令和6年1月～開業した場合は、令和7年2月に申告のため、令和7年2月までの利用申請の場合は、開業届（写）で可</p>
3. 病気等	疾病・障がい状況確認書
4. 産 休	母子手帳の表紙及び出産予定日のわかるページ（写）
	*利用可能期間は、産前6週（多胎の場合は14週）・産後8週
5. 看護等	介護・看護状況確認書
6. 就 学	ハローワークが発行する受講指示（推薦）書（写）または就職支援計画書（写）
	学校が発行する在学証明書等

③生活状況調査票A・B

※利用するにあたり特別な配慮が必要な疾病や障がいについては、必ず記入してください。支援員配置に考慮する必要がありますので、手帳または証書等をお持ちの方は写しを添付して提出してください。

④誓約書

⑤預金口座振替依頼書（前年度利用の場合は変更がなければ提出不要）

3. 利用の諾否を決定し、郵送で通知します。

【利用承諾】

申込み受付期間の翌月末までに利用の諾否を決定し、翌々月の1日に利用承諾・不承諾通知書を郵送します。お手元に通知が届くまでには数日要しますが、書類を提出しているにも関わらず通知が届かない場合は、事務局（☎0744-28-8001）までお問い合わせください。

***利用承諾通知書がない場合は利用できません。**

【利用料について】

利用料金は下記の表のとおりです。

春休み利用（4月）は4月25日、夏休み利用は7月25日、冬休み利用は12月25日、春休み利用（3月）は3月25日に自動引き落としされます。（25日が休業日の場合は翌営業日になります。）
残高不足等で引き落とすことができなかった場合は、翌月10日までに指定口座への振り込み（手数料保護者負担）をお願いします。

	利用時間	春休み (4月)	夏休み	冬休み	春休み (3月)
長期休暇中の 基本料金 (おやつ代込)	18時まで	5,000円	30,000円	10,000円	5,000円
	過去に通算24ヶ月以上 (待機の場合は20か月以上)当該児童クラブに入所経験がある児童	2,000円	10,000円	4,000円	2,000円
	18時30分まで	5,250円	30,500円	10,500円	5,250円
	過去に通算24ヶ月以上 (待機の場合は20か月以上)当該児童クラブに入所経験がある児童	2,250円	10,500円	4,500円	2,250円
	19時まで	5,500円	31,000円	11,000円	5,500円
	過去に通算24ヶ月以上 (待機の場合は20か月以上)当該児童クラブに入所経験がある児童	2,500円	11,000円	5,000円	2,500円
	土曜料金	500円	1,000円		500円

※兄弟姉妹利用による基本料金の軽減は、長期休暇のみの利用の場合は適用になりません。

※短時間利用による利用料の減額は適用されません。

【超過利用料】

利用申込時間を超過してお迎えに来られた場合は、1回30分以内毎に500円を徴収します。超過利用料は超過利用の翌月25日（25日が休業日の場合は翌営業日になります。）に銀行口座より引き落とします。

*ただし、午後7時を超過してお迎えについては、時間外利用料が発生し、1回750円徴収します。